

**農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等
の一部を改正する命令の概要**

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則について、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 58 号）の施行に伴い、金融 A D R 制度の導入、特定投資家から一般投資家への移行手続きの見直し等、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正に準じた所要の規定の整備を行う。